宿泊税制度の改正について

令和7年（2025年）11月　ニセコ町税務課

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division

1．改正の主な内容①

1）税率を段階定額制から、定率制に変更します。

（令和8年（2026年）11月1日からの改正を目指します）

現　　行（ニセコ町税のみ）		改　正　案（ニセコ町税＋北海道税）	
1人1泊の宿泊料金区分	税　額	税　額	（うち道税分）※
～5,000円	100円	宿泊料金の３％	（100円）
5,001円～19,999円	200円		（200円）
20,000円～49,999円	500円		（500円）
50,000円～99,999円	1,000円		
100,000円～	2,000円		

※道税分の税率は1人1泊あたりの金額

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division

1．改正の主な内容②

2）課税免除の規定を北海道宿泊税の規定と合わせます

（令和8年（2026年）4月1日※からの改正）※北海道宿泊税の導入日

◆教育・子育て関連施設の行事に関する宿泊の課税免除既定の違い

免除対象となる宿泊	現在のニセコ町 宿泊税の規定	北海道宿泊税 の規定
教育（学校）関連施設の行事 （幼稚園～高校・高専など） ※大学は除く	○ （課税免除の対象）	○
保育関連施設の行事 （保育所、認可外保育施設、家庭的保育事業・小規模保育事業施設など）	× （課税免除対象外）	○

北海道宿泊税が導入される令和8年（2026年）4月1日に、北海道宿泊税の規定に合わせます。

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division

2．なぜ、制度改正をするのか？

本町が当初導入を目指した宿泊税の制度（定率制）に戻すための改正です。

◆なぜ定率制か?（段階定額制と比較して）

・町内にお泊りになるお客様にわかりやすく、
かつ宿泊事業者のみなさんには事務負担の少ない制度と考えるため。

・宿泊料金に応じて負担の割合が一定になる制度であるため。

・観光地として増えつつある行政需要に対応しやすくなるため
（定額制より税収が増えることが見込まれるため）。

・倶知安町を含めた「ニセコエリア」として、
制度を統一するメリットが大きいため。

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division

3．税収の見込みと使い道①

令和7年度（2025年度）※の税収推計値の比較

※令和7年度:令和7年3月1日～令和8年2月28日までの宿泊分

定　額　制	定　率　制			差　額（②－①）
	合計	うち ニセコ町税分	うち 北海道税分	
約1億7,000万円①	**約3億3,000万円**	**約2億5,000万円②**	**約8,000万円**	**約8,000万円**（約5割増）

定率制に改正することで、本町では約5割の税収増を見込んでいます。
増えた税収は、改正前と変わらず、
宿泊税を導入した目的を果たすための取り組みに充てていきます。
（＝改正前と使い道の方向性は変わりません）

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division

3．税収の見込みと使い道②

宿泊税を導入した目的とは？～ニセコ町宿泊税条例第1条より抜粋～

・ニセコ町の優れた景観と環境の保全

・安全で心豊かに過ごすことができる
癒しのリゾート地としての魅力向上

・町民生活と調和した持続可能な観光の振興

＝本町の宿泊税は上記を実現する取組みに使われます。

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division

3．税収の見込みと使い道③

宿泊税の使い道の大まかな区分（たたき台）

本町では実際の使い道は、毎年宿泊事業者をはじめとした
観光関係のみなさんとの話し合いを踏まえて決める仕組みになっています。

使い道の区分	具体的な使い道（案）
地域内交通の充実	冬期間のタクシー増車、地域内循環バスの運行、空港連絡バス運行、デマンドバスの体制強化、など
オーバーツーリズム対策	観光客由来で増加している行政需要への対応策構築 （上記交通需要に加え、生活環境、上下水道、救急など）
宿泊事業者の地球環境負荷の低減	宿泊施設の省エネ改修への支援など
観光のまちづくりの体制強化	観光協会組織強化、持続可能な観光の取り組み、観光人材の育成、観光DX化の推進など
景観・環境保全対策	景観や環境保全の取り組み、「ニセコルール」が存続するための支援、人材育成など
将来の観光需要への対応	災害・パンデミック等にも対応する持続化基金の積立・運用
宿泊事業者の事務負担への支援	宿泊税事務処理交付金、事業者のシステム改修などに対する支援など
その他	地域内の通信環境充実、観光需要の多い道路の改良、宿泊事業者による送迎サービスへの支援など

4．改正に向けた取り組み①

これまでの経緯（令和7年（2025年）以降）

時期	出来事・取組みの内容
7月31日	総務大臣による北海道宿泊税の新設及び倶知安町宿泊税の変更同意 （＝「町道宿泊税」として定率制3％で宿泊税を課す制度に対する国の同意）
9月	・町議会全員協議会 （北海道宿泊税導入に関する本町の対応（考えられる選択肢）の説明） ・全宿泊事業者を対象としたアンケート**※1**の実施 （北海道宿泊税の取扱いと定率制変更に関する意向確認など） ・町議会定例会で宿泊税条例改正条例案の可決 （改正内容：道宿泊税の賦課徴収事務を町が委任を受ける規定の追加）
10月	・片山町長任期満了で退任。新たに田中町長が就任。 （直ちに宿泊税をめぐる状況を説明、今後の方向性を協議） ・宿泊事業者との意見交換会開催**※2**（全3回、町長・北海道庁担当者同席） 【内容】北海道宿泊税導入を踏まえ、特別徴収義務者における申告・徴収事務の意見交換 （現在・今後の懸念事項の共有、定率制移行の是非など） ・総務省との宿泊税制度変更に向けた事前協議
11月	・町議会全員協議会（本町宿泊税制度を定率制に改正する方針等の説明） ・全宿泊事業者に対し、本町の制度を定率制に改正を目指す内容のお知らせ文発送。 あわせて、本町公式ウェブサイトで公表 ・宿泊事業者との意見交換会開催**※3**（全3回） 【内容】開催趣旨は宿泊税の使い道に関する議論だが、合わせて定率制に改正を目指すことを説明し、その点に関する意見交換も行った。

※１～３を通算して町内宿泊事業者の約5割が参加（重複分除く）。

4．改正に向けた取り組み②

これからの取り組み予定

時期	出来事・取組みの内容
11月	・宿泊税条例を改正する条例案の公表と意見募集 ・「まちづくり懇談会」での町長による説明と意見交換（12月上旬まで町内全地区で開催）
12月	・町議会12月定例会で宿泊税改正条例案の上程
以下、改正条例案が可決されたと仮定した場合のスケジュール	
12月下旬以降	・総務大臣（総務省）と宿泊税の変更に関する協議開始
以下、宿泊税の制度変更が総務大臣から同意を得られたと仮定した場合のスケジュール	
令和8年（2026年） 3月以降（予定）	・宿泊税の改正時期の正式決定（公表） ・町内宿泊事業者に対する宿泊税制度変更の決定のお知らせと説明会開催 ・制度改正に伴うシステム改修など、事業者からの要望事項聞き取り →上記要望に対応する支援策の構築と、予算確保
令和8年（2026年）4月1日　北海道宿泊税が全道一斉に導入 ※本町では当面の間、町税・道税とも段階定額制で賦課（事務は全てニセコ町がとりまとめ）	
令和8年（2026年） 春～初夏	・宿泊事業者への説明会開催（内容：制度改正に伴う事務処理、事業者支援策など） ・改正に伴う広報資材の配布など

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division

お問い合わせ先　ニセコ町税務課

TEL0136-56-8838

zeimu@town.niseko.lg.jp

ニセコ町税務課・All Rights Reserved, Copyright 2025 NISEKO Town Office Taxation Division